おんしつくん　サービス利用約款

センシニクス合同会社

２０１４年8月２１日

【改版履歴】

２０１４年8月２１日　初版

【目次】

1　総則

1.1　（本規約の適用）

1.1.1　クラウド型温室モニタリングシステムおんしつくん（以下、「本サービス」という）について、お客様（以下、「甲」という）とセンシニクス合同会社（以下、「乙」という）との間で締結される本サービスの利用契約（以下、「本サービス契約」）の合意内容は、この規約（以下、「本規約」という）に基づくものとします。

1.1.2　乙は、本規約を甲の承諾を得る事なく、変更する事があります。この場合は､料金その他の提供条件は変更後の本規約に基づきます。乙は変更後の本規約を、変更後速やかに甲に通知します。乙の甲への通知は変更後の本規約をホームページへ掲載･またはその他の方法により行う事が出来るものとします。

1.2　（用語の定義）

本規約内で使用する用語の定義は、別に定めが無い限り、以下の通りとします。

1.2.1　「本サービス」とは、乙により提供される情報システムに関するサービスであり、表記「ご利用申込書」に記載されたものを指します。

1.2.2　「本センサユニット等」とは、乙が本サービスのために甲へ販売するセンサユニット一式（取扱説明書等を含む）を指します。

2　サービスの提供

2.1　（本サービスの提供）

2.1.1　乙は第一種電気通信事業者が提供する通信回線網を利用して､本サービスを提供いたします。

2.1.2　乙が利用している第一種電気通信事業者の提供する通信網のサービスエリア外・電波が受信出来ない場所・電波状態が不安定な場所でのサービス提供は行えません。

2.1.3　乙は甲に本センサユニット等を発売し､乙はこれを利用して本サービスを提供します｡本サービスを利用する為のインターネット接続環境（回線・利用端末含む）については、甲が用意するものとします。

2.1.4　甲が乙から購入した本センサユニット等の保証期間は、その引き渡しの日から起算して６ヶ月間とし、甲の取り扱い不注意・故意・不可抗力・または第三者による損壊等の場合を除き、保証期間中は乙の負担で修理・交換を行います。保証期間経過後は、乙は、甲に販売した本センサユニット等の瑕疵・故障・その他一切について、本規約に規定がある場合を除き甲に対して一切の責任を負わないものとします。

3　契約

3.1　（契約申し込みの方法）

3.1.1　本サービス契約の申し込みを行う時は、乙所定の契約申込書・必要書類等を提出していただきます。

3.1.2　乙が受領した契約申込書等の書類は、理由の如何を問わず甲へ返却しません。

3.2　（契約申し込みの承諾）

3.2.1　乙は、本サービス契約の申し込みがあった時は、必要な審査・手続きを経た後に申し込みを受理し、申し込みを承諾した場合にはその旨を甲に通知します。

3.2.2　乙は、本サービス契約の申し込みにあたり以下の項目に該当する場合は、その申し込みを承諾しない事があります。

- 契約の申し込み内容に虚偽または重大な記入漏れが判明した場合
- その他、乙の業務執行上支障があると判断した場合

3.3　（契約期間）

3.3.1　本サービス契約期間は、本サービス契約締結日より２年間とし、期間満了の１ヶ月以上前までに甲が別段の意思表示をしない限り本サービス契約は自動的に２年間更新されるものとし、以後も同様とします。

3.3.2　本サービス契約期間中に甲の申告により本サービス契約を解除する場合は、解除した月の翌月から本サービス契約期間満了までの残月数に月額サービス利用料金を乗じた金額を違約金として申し受けます。

3.4　（譲渡・転売・再販等の禁止）

3.4.1　甲は乙の事前の書面による同意無しでは､本サービス契約に関する権利･義務の全部または一部を第三者に譲渡･貸与･転売･再販･担保提供・その他一切の処分をできません。

3.5　（甲の名称等の変更）

3.5.1　甲の氏名・名称･住所等に変更が生じた際は、書面にて速やかに乙へ届け出る事とします。

3.6　（禁止事項）

甲は本サービスの利用にあたって次に定めた行為を行ってはならないものとします。

3.6.1　本サービス･本センサユニット等の全部または一部を利用して利益目的で甲独自のサービスを第三者に対して提供する行為。

3.6.2　乙及びその他第三者に不利益･損害を与える行為、またはその恐れのある行為。

3.6.3　第三者の人権を侵害する行為、またはその恐れのある行為。

3.6.4　公序良俗に反する行為、またはその恐れのある行為。

3.6.5　犯罪的行為・不法行為・またはその恐れのある行為。

3.6.6　本サービスの運営を妨げる行為、またはその恐れのある行為。

3.6.7　第三者に本サービスおよび本サービスを通じて提供される情報を利用させる行為。ただし、事前に甲・乙間で取り決めがある場合は除く。

3.6.8 乙の書面による許諾無く、本サービスを通じまたは本サービスに関連して営利を目的とする活動を行う行為。

3.6.9　コンピュータウイルス等有害なプログラムを本サービスに使用・提供する行為。

3.6.10　第三者または乙の知的財産権、その他の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為。

3.6.11　乙が甲に販売した本センサユニット等をリバースエンジニアリング等の技術で解析し、営利目的で使用する行為。

3.6.12　その他、乙が不適切と判断する行為。

3.7　（乙が行う契約の解除）

3.7.1　乙は甲が本規約内の（禁止事項）に違反した場合には、事前に甲への通告なく直ちに本サービス契約を解除できるものとします。

3.7.2　乙は、本規約内の（本サービス提供の一時停止）の規定ならびに甲の原因により本サービスの提供を停止され､相当な期間その原因が解消されない場合には､本サービス契約を解除できるものとします。

3.7.3 乙は、本規約内の（本サービス提供の一時停止）の規定ならびに甲の原因による本サービスの提供を停止された状態で､その原因が乙の業務執行に著しい支障を及ぼすと認められる時は､甲へ通告する事無く即時に本サービス契約を解除することがあります。

3.7.4　上の規約により､乙が本サービス契約を解除し乙に損害が発生した場合は、甲は乙の被った損害を賠償するものとします。

3.8　（期限の利益の逸失）

甲は、次に該当したときは、乙からの催告またはその他何らの手続きを要する事無く、本サービス契約に基づく一切の債務の履行につき、期限の利益を失います。

3.8.1　本規約に違反し､その是正を勧告されたにも関わらず､これを是正しない時。

3.8.2　営業を休止・廃止・もしくは破産・解散した時。

3.8.3　強制執行・保全処分を受け、または破産・民事再生・会社更生・特別清算等の申し立てをした、もしくはされた時。

3.8.4　支払い停止または手形交換所の取引処分を受けた時。

3.8.5　その他、取引を継続し難いと認められる時。

3.8.6　乙は､甲が上の規約に該当した場合には､催告その他何らの手続きを要する事無く､直ちに本サービス契約を解除する事が出来るものとします。

4　サービス提供の中止・停止等

4.1 （本サービス提供の中止）

乙は、次の場合には本サービスの提供を中止する事があります。

4.1.1　乙の設備の保守または工事のためやむを得ない時。

4.1.2　乙の設置する設備の故障等やむを得ない時。

4.1.3　第一種電気通信事業者が電気通信サービスの役務を停止する事により、乙が本サービスの提供を行う事が困難となった時。

4.1.4　乙は、本サービスの提供を中止するときは甲に対し事前にその旨、理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

4.2　（本サービス提供の停止）

4.2.1　甲の責めに帰すべき事情（料金その他本サービス契約における金銭債務の履行がない場合、またその他の本規約に定める規定に違反した場合を含みます）ならびに甲および乙の責めに帰す事が出来ない事情（第一種電気通信事業者の電気通信設備の保守、もしくは天災その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合、その他やむを得ない場合を含みます）により本サービスを提供する事ができなくなったときは、その状態のやむまでの間、本サービスの提供を停止します。この場合、乙は本サービスの提供についての義務を一切免れるものとします。

4.2.2　甲の責めに帰すべき事情による本サービスの提供停止期間については、甲は所定の料金を支払うものとします。

4.2.3　乙は、本サービスの提供を停止するときは、甲に対し事前にその旨を、理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

5　料金

5.1　（料金等）

5.1.1　甲は、本サービスのご利用にあたって、別に定める料金表に従い利用料金を支払う義務を負います。

5.1.2　甲が前項の利用料金を各支払い期日までに支払わない場合、甲は乙に対して、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に応じ、年１４％の割合で計算して得られた額を遅延損害金として支払うものとします。

5.2　（利用料金の算定に関する取り決め）

5.2.1　本サービスの利用料金は、毎月１日から当月末日までの１ヶ月単位に算定します。

5.2.2　本サービスの利用料金は、別途申込書の事項に従い甲の金融機関

の預金口座からの自動引き落としによりお支払いいただきます。消費税も別途頂戴いたします。

5.2.3　本サービス契約を解除した月の料金は、1ヶ月間本サービスの提供があったものとみなし、1ヶ月分の料金をお支払いいただきます。なお、本サービス契約期間満了までの残月数に月額サービス利用料金を乗じた金額を違約金として申し受けます。

5.2.4　本規約内（本サービス提供の中止）または（本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が中止・停止された場合であっても本サービス料金の算出については、当該本サービスの提供があったものとして取り扱います。

5.3　（利用料金の改定）

5.3.1　本サービス契約期間中であっても、経済情勢等に変動が生じた際は、乙は甲に通知の上料金を改定する事があります。

6　故障等

6.1　（故障等）

6.1.1　甲は、本センサユニット等に異常が発生した場合は、本センサユニット等を販売した乙に本センサユニット等の点検を要請するものとします。

6.1.2　上記の要請に対して、乙は点検を行い、必要に応じて修理・交換を行います。その費用は、甲の取り扱い不注意・故意・不可抗力・第三者による損傷の場合を除き、乙が負担するものとします。ただし、本規約内に規定する保証期間経過後は、その原因如何に関わらず、修理または交換に要する費用は全て甲が負担するものとします。

6.1.3　本センサユニット等に火災・盗難・紛失等が生じた場合、甲は直ちにその旨を乙に通知し、本規約内に規定する保証期間中で且つその原因が乙にある場合を除き、甲は乙から新たに本センサユニット等の代替品を購入するものとします。保証期間中で且つその原因が乙にある場合には、乙は甲に対して無償で本センサユニット等の代替品を提供するものとします。

6.1.4　甲の要請により要員を現地に派遣した場合は、甲の取り扱い不注意・故意・不可抗力・第三者による損壊等の場合を除き、その限り

において当該派遣費用は乙が負担するものとします。ただし、本規約内に規定する保証期間後は、その原因いかんに関わらず、当該派遣費用は全て甲が負担するものとします。

7　損害賠償

7.1　（責任の制限）

乙は、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害（ただし、乙が利用している第一種電気通信事業者の電気通信設備または他の電気通信事業者の電気通信設備に起因する損害を除きます）が生じたことが明らかな場合に限り、1ヶ月間の利用料金を限度として甲の損害を賠償します。ただし、乙は、甲の故意・過失により発生しまたは拡大した損害については責任を負いません。

7.2　（責任の対象外）

乙は、以下に定める事項については、一切の損害賠償の責めを負いません。

7.2.1 本サービスの内容を超えた乙による任意の業務提供行為により損害が発生した時。

7.2.2 第三者がログイン名等を不正に使用する等の方法により損害が発生した時。

7.2.3 本センサユニット等が電波の到達しないところにあった時、電源断の状態にあった時および故障等を理由として本サービスが利用出来ず損害が発生した時。

7.2.4 天災地変など乙の責めに帰し得ない事由により本サービスが利用出来ず損害が発生した時。

7.2.5 甲に本規約中の（本サービス提供の中止）、（本サービス提供の停止）に定める事由により損害が発生した時。

8　雑則

8.1　（本サービスの廃止）

乙はやむを得ない事由が発生した時は、本サービス契約を終了させ、または本サービスを廃止する事があります。この場合には、あらかじめ甲へ通知します。

8.2　（利用に係る甲の遵守事項）

本サービスの利用にあたり、甲は次の各号に定める事項を遵守するも

のとします。

8.2.1　本サービスの管理・使用について一切の責任を持ち、第三者に開示しない事。ただし、甲と乙の間に取り決めがある場合を除く。

8.2.2　乙の販売した本センサユニット等を取扱説明書に基づいて利用保管し正常動作を確保する事。

8.2.3　本サービス契約期間中、乙が本サービスに必要と判断して甲に求める資料（公的証明書等）を遅滞無く提出する事。

8.3　（機密保持）

乙は、以下に定める以外には、甲の同意を得る事なく、本サービスの提供に際し知り得た甲の機密情報を第三者に開示いたしません。

8.3.1　法令の定めもしくは法的手続きにより開示が必要とされる場合。

8.3.2　乙の権利、財産等を保護するためにやむを得ない場合。

8.3.3　甲または公共の安全を守る為に必要とされる緊急事態の場合。

8.3.4　乙が本サービスの維持のための合理的理由により必要と判断する場合。

8.4　（個人情報保護）

8.4.1　乙は、甲の個人情報については、本サービスの提供の目的の範囲内でのみ使用し、以下の場合を除き、本サービスの提供または甲との連絡の手段として以外は利用いたしません。

- 法令の定めもしくは法的手続きにより開示が必要とされる場合。
- 乙の承諾を得た場合。

8.4.2　乙は、本サービスの提供または甲との連絡のために必要な範囲において、乙の業務提携先または業務委託先に対して、甲の個人情報を提供出来るものとし、甲は予めこれを了承するものとします。

8.5　（管轄裁判所）

8.5.1　本サービス契約に関する一切の訴訟の第一審の管轄裁判所は、新潟地方裁判所とします。

8.6　（規定なき事項）

8.6.1　本規約に定めのない事項および条項の解釈につき疑義が生じた時には、甲乙協議の上友好に解決するものとします。